

品川区障害児通所給付費等の支給決定基準に関する要綱

制定 平成 24 年 4 月 1 日
区長決定 要綱第 119 号
改正 平成 27 年 7 月 21 日
部長決定 要綱第 444 号
改正 平成 29 年 4 月 1 日
区長決定 要綱第 65 号
改正 平成 29 年 12 月 5 日
区長決定 要綱第 149 号
改正 平成 31 年 2 月 14 日
区長決定 要綱第 38 号
改正 令和 6 年 4 月 1 日
区長決定 要綱第 258 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下、「法」という。）第 21 条の 5 の 7 に規定する障害児通所給付費等の支給の要否の決定（以下「通所支給決定」という。）を行うにあたって、法に規定するもののほか、支給決定における公平性および透明性を確保するため、障害児通所給付費等支給決定基準（以下「通所支給決定基準」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通所支給決定基準)

- 第 2 条 障害児通所支援は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うものとなるため、区長はその支給決定にあたっては、障害児本人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供する視点をもち、支給の要否および必要な支給量について適切な判断を行う。
- 2 支給量については、障害児通所支援の各事業について通所給付決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、適切な一月あたりの利用日数を定めることとするが、原則として、各月の日数から 8 日を控除した日数を上限とする。
- 3 通所支給決定基準は、障害児通所支援の種類ごとに別表のとおりとする。

(支給決定案の作成)

第 3 条 区長は、通所支給決定を受けようとする障害児の保護者（以下、「申請者」という。）について、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）

第18条の10に規定する障害児通所の際の勘案事項に規定する事項を勘案し、支給決定案を作成するものとする。

(障害児通所支援の必要性に関する意見の聴取)

第4条 区長は、通所支給決定を行うにあたり、当該申請に係る障害児が障害者手帳を有していない場合等、必要があると認めるときは、かかる医療機関等に対し、医師意見書により意見を聴取することができる。

2 区長は、当該申請に係る障害児が前項の規定による医療機関等にかかっていない、もしくは保護者がかかることを拒む場合には、相談機関等での医師の所見、もしくは児童相談所等への意見を聴取することができる。

(障害児通所給付費等支給検討)

第5条 区長は、支給決定を行うにあたり、品川区障害者介護給付費等支給決定基準に関する要綱（平成31年4月1日要綱第 号）第5条に規定する「品川区障害者ケア計画検討会」（以下「検討会」という。）において、障害児通所給付費等の支給の要否および支給量等を検討する。

(支給決定の要否)

第6条 区長は、前条に規定する検討会が実施した検討結果を基に、障害児通所給付費等の通所支給決定を行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年12月5日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別 表（支給基準）

種 別	利用対象	一月の一人あたりの原則上限日数
児童発達支援	療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児	各月の日数から 8 日を 控除した日数
放課後等 デイサービス	学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園および大学を除く。）または専修学校等（同法第 1 2 4 条に規定する専修学校および同法第 1 3 4 条に規定する各種学校をいう。）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児	各月の日数から 8 日を 控除した日数
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児	各月の日数から 8 日を 控除した日数

種 別	訪問先の対象	利用（訪問）の頻度
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設として、区が認める施設	概ね、2 週間に 1 回程度 ※受け入れ施設との協議による。